

## 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従い、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは・・・

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、**先発医薬品より安価で、同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品**のことです。

後発医薬品の採用に当たっては、

- 医薬品の品質が確保されていること
- 製品の識別、包装のデザイン、使用感など、患者様の利便性が先発医薬品と比較して同等又は向上していること
- 製造販売企業が副作用などの情報が的確かつ速やかに提供できる体制であること
- 製造販売企業の医薬品供給体制が安定していること

など当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しています。

後発医薬品への変更について、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、医薬品の供給状況によっては投与する薬剤が変更なる可能性もありますので併せてご協力をお願い致します。